

## 「西宮市食品ロス削減パートナー制度」実施要領

### （目的）

第1条 この要領は、食品ロスの削減（第1条2項）のために、飲食店、旅館・ホテル、小売店、教育機関等において食品ロスの削減対策に取り組む者を「西宮市食品ロス削減パートナー」（以下「パートナー」という。）として登録し、自らが削減に努めるとともに、その取組を通じて市民への食品ロスの削減についての認知を図ることによって、市民・事業者・行政が協働し、食品ロスの削減を推進することを目的とする。

2 この要領において「食品ロスの削減」とは、まだ食べることができる食品等が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。

### （対象事業者）

第2条 パートナーに登録できる者は、西宮市内で営業する飲食店、旅館・ホテル、小売店及び食品ロスの削減に協力ができる事業者とする。

### （登録の要件）

第3条 次の各号の要件をすべて満たすものとする。

（1）別表に掲げる、各取組項目のうち1項目以上取り組んでいる、もしくは取り組もうとする事業者をパートナーとして登録する。

（2）西宮市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年7月1日施行）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有するものではないこと。

### （登録の手続き）

第4条 パートナーへの登録を希望する事業者（以下「申込者」という。）は、「西宮市食品ロス削減パートナー」登録申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を西宮市長（以下「市長」という。）あてに提出する。

2 市長は、申込者から提出された申込書の内容を確認し、前条の要件を満たす場合は、パートナーとして登録する。

### （登録内容の変更等）

第5条 パートナーは、申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、「西宮市食品ロス削減パートナー」登録内容変更届（様式第2号）を速やかに市長へ提出するものとする。また、登録の抹消を希望する場合は「西宮市食品ロス削減パートナー」登録抹消届（様式第3号）を速やかに市長へ提出するものとする。

### （登録の取り消し）

第6条 市長は、パートナーが第3条に規定する要件のいずれかを欠いた場合又はパートナ

一として適当ではないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。

2 登録を取り消された事業者は、速やかに啓発資材の掲示を取りやめるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、次の各号に掲げる項目を行うこととする。

(1) 市は、ポスターやポップ、ステッカー等の啓発資材を提供すること。

(2) 市のホームページ又はその他刊行物等により、パートナーが実施する取組に関する情報を市民に広報すること。

(パートナーの役割)

第8条 パートナーは、次の各号に掲げる項目を行うこととする。

(1) 第3条別表で選択した項目を積極的に実施し、食品ロスの削減に努めること。

(2) 市が提供する啓発資材等を活用し、食品ロスの削減の取組に努めること。

(3) 食品ロスの削減に関する調査やキャンペーン等に協力すること。

(事務の処理)

第9条 この要領に関する事務は、環境局環境事業部事業系廃棄物対策課において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付則 この要領は、令和3年8月10日から施行する。

別表（第3条関係）

	取組区分	取組み項目
取組み内容	おいしく食べきれる料理の提供	量が少ないメニューの設定
	食べきりの推進	宴会時3010運動の推進
		食べきれなかった料理の持ち帰りに対応
	業務、運営上の取組・工夫	調理時に食材を使い切る工夫
		内容や量がわかりやすいメニューの作成
		来店者への食品ロスに関する啓発や情報発信
		食品ロス削減に関するマッチングアプリ等を利用した取組み
		フードドライブの実施やフードバンク等の支援
		在庫管理や発注数等の精度の向上
	売り方の改善・買い方の提案	賞味期限・消費期限が間近な食品の値引き販売の推進
		量り売りや小分け売りの実施
	その他	学生や従業員の教育、食品ロス削減に係る調査等の協力
食品ロス削減に関する独自の取組みの実践		